

◆ 勧誘事例

【事例 1】

有限会社リーブの従業員Aは、平成24年秋、新築マンション入居当日の消費者X宅に、「各部屋回らしてもらっているんですけど、浄水器のカートリッジの件でちょっとお話しさせてもらいます。」等と言って訪れた。

Xは、従業員Aの話しぶりが、部屋の台所の水道蛇口に付いている浄水器のカートリッジの説明をするようであったため、従業員Aを浄水器の説明に各部屋を回っているマンションの販売会社の関係者と思い何ら疑いを持たず部屋に入れた。

すると、従業員Aは、勝手に台所に行き、水道の蛇口の浄水器のカートリッジを取り出して、「今付いているやつは4ヶ月であかんようになる。」、「1個4千円で年3回だから年間1万2千円ほどいります。」、「今付いているやつで浄水した水を冷蔵庫の勝手に氷を作る場所に入れると雑菌が繁殖するので氷が悪くなります。」等と告げ、自社の活水カートリッジについて、「5万円で10年間交換なしでいける。」、「浄水作用がいいのでそのまま入れてもらっても冷蔵庫の氷は悪くなりません。」等と説明を行った。

消費者Xは、従業員Aをマンションの販売会社の関係者を思い、これも入居当日のマンションの説明の流れの一つとっていたので、疑いを持つことなく、Aの説明を信用し活水カートリッジを購入した。

【事例 2】

有限会社リーブの従業員Bは、平成24年春、消費者Yが新築マンションに入居してしばらくたった日の午後7時頃、「水道の点検に来ました。」、「浄水器のフィルターを見せてください。」等と言ってY宅を訪れた。

消費者Yは、マンションの関連業者が水道の浄水器の点検に来たものと思いオートロックを解錠したところ、従業員Bは、「水道の浄水器をちょっと見せてください。」と言い、流し台に入った。Bは、流し台に設置された水道の蛇口を外し、中に取り付けてある浄水器のカートリッジを消費者Yに見せて、「これは、3、4ヶ月に1回替えなあかんやつです。」、「こんなもんを付けていても直ぐに悪くなる。」、「うちのものは、10年間もち得をしますよ。」、「このカートリッジを年に4回取り替えると、1回が、4千円として1年に1万6千円の費用がかかる。」、「うちのカートリッジだと10年で5万円位です。」等と説明し、従業員Bは持ってきていた活水カートリッジに取り替えた。

消費者Yが、「マンションからこんなものの説明はなかった。」と言うと、Bは、「マンションは、こんな説明なんかしない。」、「家を売ったらそれでしまいで、浄水器の詳しい説明はしない。」等と告げ、さらに、「マンションの水は悪いので、各部屋に浄水器をつけている。」、「うちの会社のものを取り付けると、良い水になって一生飲んでいける。」等と言葉巧みに勧めたため、消費者Yは、活水カートリッジを購入することとした。

◆ 同社の相談件数

	京都府	大阪府
平成22年度	6	31
平成23年度	9	47
平成24年度	4	40
合計	19	118

◆ 関連条項（抜粋）

○特定商取引に関する法律

（定義）

第2条 この章及び第58条の4第1項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

（営業の停止等）

第8条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、1年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。